

令和4年度における独立行政法人国際交流基金の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

(1) 令和4年度の当基金における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約70,000千円、比率が75%になるよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において、「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き3%以上を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を概ね3%以上となるよう努めつつ、少なくとも前年度までの契約実績を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(3) 推進体制の整備

官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の実態を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部署に対し指導・助言等を行う。

【推進本部の構成員】

本部長：経理部長

本部長：会計課長、物品等の調達担当職員

その他推進本部が必要と認めるときは、上記以外の関係部署を参画させることができる。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

基金は、中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

①契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費、輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

②入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

③あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。また、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

(2) 官公需情報の提供の徹底

①物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。

②発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者提供するように努めるものとする。

③物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(3) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

①発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

②発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(4) ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

①官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達为推进を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

②役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

③役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

第3 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

基金は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力的に推進するものとする。

(1) 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、

過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要などときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- (2) 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先を含めるよう努めるものとする。なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

経理部会計課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を必要に応じて関係部局に提供する。

以上